平成２９年（フ）第３１８９号
大阪府門真市堂山町24番５号ガーデンヒルズ門真、前住所大阪府門真市千石東町４番30―306号
債務者　橋本　三朗
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１９２号
大阪市城東区関目６丁目７番２―406号
債務者　野坂　優子（旧姓北川）
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１９８号
大阪市平野区平野西３丁目６番24号102
債務者　松本　順一
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８４８号
福岡市西区愛宕３丁目14番13―２号
債務者　神田　賢一
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０２０号
福岡県糸島市前原北１丁目４番３―202号
債務者　山下喜久子
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０２１号
福岡県糸島市前原北１丁目４番３―202号
債務者　平川　裕治
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４５号
福岡県大牟田市龍湖瀬町８番地116
債務者　樋口　弘子
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第４６号
福岡県大牟田市鳥塚町16番地８
債務者　原田　隆志
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第２１３号
静岡県浜松市東区半田山４丁目30番15号　フラットサードＣ―２、前住所静岡県浜松市北区初生町202番地の15
債務者　増井真之こと　マスイ　アジルソン　マサユキ（ＭＡＳＳＵＩ　ＡＤＩＬＳＯＮ　ＭＡＳＳＡＹＵＫＩ）
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２６４号
静岡県浜松市南区若林町1629番地の１　プリベール101、前住所静岡県袋井市掛之上９番地の２　ロイヤルマンション袋井　1001号室
債務者　寺田　和徳
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２４９９号
大阪市生野区新今里６丁目２番２号　タケダハウス　２号
債務者　福田　浩之
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５９３号
大阪府枚方市山之上１丁目30番11号
債務者　山本　美咲（旧姓井原）
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４５号
栃木県宇都宮市駒生町1415番地１　エス・スクエア306号室、前住所栃木県宇都宮市豊郷台２丁目56番地４
債務者　石川　浩康
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１４０号
北海道旭川市西神楽２線17号303番地の１
債務者　藤村　勝晴
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月４日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５６号
北海道旭川市豊岡５条２丁目２番11号　大雪旭川館ＴＯＹＯＯＫＡ　103
債務者　鈴木　　任
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月４日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８号
石川県七尾市光陽台37番地、従前の住所東京都北区西ケ原３丁目32番５号、従前々の住所東京都北区中里２丁目８番４号バウム駒込202号、従前々々の住所東京都新宿区馬場下町42番地池村荘１Ｂ号室
債務者　細道　隆佑
1　決定年月日時　平成29年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月27日午前11時
金沢地方裁判所七尾支部